

# 養子縁組

## 1. 養子となる人が 20 歳未満の場合 下記までご連絡ください。

- ① 社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan (ISSJ)

<https://www.issj.org/adoptiontop>

- ② Child Adoption Center

<https://thaiadoption.dcy.go.th/public/index.do>

## 2. 養子となる人が 20 歳以上の場合

養親になる方は 25 歳以上であり、且つ養子より 15 歳以上年上である必要があります。

### 養子になるタイ国籍者の書類

- (1) 申請書 ([ダウンロード](#))
- (2) 調査記録書 ([ダウンロード](#))
- (3) タイパスポートのコピー
- (4) タイ国民身分証明書のコピー
- (5) タイ住居登録証のコピー
- (6) 氏名変更証明のコピー (変更があった場合)
- (7) 日本在留カードのコピー
- (8) 証明写真 (4cm×3cm) 1 枚
- (9) タイの役所から発行された「婚姻状況証明書・独身証明書」の原本 (3 ヶ月以内タイ外務省の認証済みのもの)
- (10) 配偶者がいる場合、タイ婚姻証明書・タイ家族状態登録簿 (KhorRor.22 (養子縁組の同意のため、配偶者は領事館で署名しなくてははいけなせん。配偶者がタイにいる場合はタイ市役所にて同意書を申請し、3 ヶ月以内タイ外務省の認証済みのものを提出してください。配偶者も養子になるものと同じように (1) ~ (8) の書類を提出してください。))

(11) 離婚している場合、タイ離婚証明書・タイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) 及びタイの役所で発行された「婚姻状況証明書・独身証明書 (離婚後再婚していない)」の原本

(3ヶ月以内タイ外務省の認証済みのもの)

- (12) 証人 2 名 1. タイパスポートのコピー 2. タイ国民身分証明書のコピー  
3. タイ住居登録証のコピー

### **養親になる日本国籍の書類**

- (1) 申請書 ([ダウンロード](#))  
(2) 調査記録書 ([ダウンロード](#))  
(3) パスポートのコピー又は運転免許証のコピー  
(4) 戸籍謄本 1 部 (3ヶ月以内日本国外務省の認証済みのもの。)  
(5) 在職証明書 (原本) 1 部。 (3ヶ月公証人役場と外務省の認証済みのもの。)  
(6) 3ヶ月さかのぼった所得証明書 1 部。 (3ヶ月以内公証人役場と外務省の認証済みのもの)  
(7) 納税先の市・区役所から発行された市・区民税納税証明書 1 部。  
(8) 証明写真 (4cm×3cm) 1 枚  
(9) 配偶者がいる場合、下記の必要書類を提出してください。

#### **タイ人配偶者**

1. タイパスポートのコピー
2. タイ国民身分証明書のコピー
3. タイ住居登録証のコピー
4. 氏名変更証明のコピー (変更があった場合)
5. 日本在留カードのコピー
6. 証明写真 (4cm×3cm) 1 枚
7. タイ婚姻証明書・タイ家族状態登録簿 (KhorRor.22)

## 備考

- 事前に当館まで下記の必要書類を郵送してください。書類を確認が出来次第、当館からメール又は電話でお知らせ致します。
- 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出を求める場合があります。
- 書類コピーの場合、パスポートと同一の署名をしてください。
- 来館の際は必ず書類の原本を持参してください。

### お問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226,9227 （電話対応時間：午後 3 時 30 分～5 時 30 分）

FAX:06-6262-9228